

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第50号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>(証紙の交付請求)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により指定金融機関等に納付書の提出があったときは、前条の手数料の支払いについて<u>会計管理者</u>の通知があったものとみなす。</p> <p>3 指定金融機関等は、証紙収入金を領収したときは、証紙収入金領収済通知書（第8号様式の2）により<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(証紙受払状況報告)</p> <p>第14条 指定金融機関（総括店）及び指定代理金融機関（本店及び本所）は、その月の証紙受払状況を翌月10日までに証紙受払報告書（第13号様式）により<u>会計管理者</u>に報告しなければならない。</p> <p>(証紙の収納報告)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課等の長は、証紙収納簿に基づいて毎月の証紙の収納状況を証紙収納報告書（第17号様式）により翌月の10日までに<u>会計管理者</u>に報告しなければ</p>	<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、島しょ（小豆島を除く。）又は県外に住所を有する者が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請等の手続を行う場合における使用料又は手数料については、この限りでない。</p> <p>(証紙の交付請求)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により指定金融機関等に納付書の提出があったときは、前条の手数料の支払いについて<u>出納長</u>の通知があったものとみなす。</p> <p>3 指定金融機関等は、証紙収入金を領収したときは、証紙収入金領収済通知書（第8号様式の2）により<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(証紙受払状況報告)</p> <p>第14条 指定金融機関（総括店）及び指定代理金融機関（本店及び本所）は、その月の証紙受払状況を翌月10日までに証紙受払報告書（第13号様式）により<u>出納長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(証紙の収納報告)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 課等の長は、証紙収納簿に基づいて毎月の証紙の収納状況を証紙収納報告書（第17号様式）により翌月の10日までに<u>出納長</u>に報告しなければなら</p>

ならない。

(会計管理者の検査)

第19条 会計管理者は、前条の規定により課等の長又は出先機関の長が保存する証紙をはり付けた書類について随時検査することができる。

(会計管理者の帳簿記録)

第20条 会計管理者は、証紙受払簿（第19号様式）に証紙の出納を記録しておかなければならない。

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 略

(1)～(5) 略

(6)～(9) 略

(10)～(12) 略

3～6 略

7 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）に定める手数料。
ただし、国及び地方公共団体が納付する手数料を除く。

ない。

(出納長の検査)

第19条 出納長は、前条の規定により課等の長又は出先機関の長が保存する証紙をはり付けた書類について随時検査することができる。

(出納長の帳簿記録)

第20条 出納長は、証紙受払簿（第19号様式）に証紙の出納を記録しておかなければならない。

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(5) 略

(6) 香川県立医療短期大学の入学選考手数料、入学金及び証明手数料

(7)～(10) 略

(11) 県立病院及びがん検診センター手数料

(12)～(14) 略

3～6 略

7 香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）に定める手数料

第8号様式の2 (第10条関係)

香川県					この用紙は、直接機械読取りをしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 黒のボールペンで記入してください。 証紙収入金領収済通知書					税外	
(証紙)											
担当課											
収納種別コード			課コード			元号コード			年 度		
調 定 番 号				内 訳 番 号				会 計 コード			
現・繰コード		款コード		項コード		目コード		節コード			
予算計上課コード				債務者コード				納付目的コード			
納付額										円	
種別	枚数	金額		種別	枚数	金額					
円	枚	円		円	枚	円					
証紙の合計枚数及び合計額											
売りさばき手数料として控除される額											
上記の金額を領収しました。 年 月 日											
収入金納付者										領収日付印	
住所 氏名 指定金融機関等											
会計管理者殿											

備考 1 用紙の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。
2 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第8号様式の2 (第10条関係)

香川県					この用紙は、直接機械読取りをしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 黒のボールペンで記入してください。 証紙収入金領収済通知書					税外	
(証紙)											
担当課											
収納種別コード			課コード			元号コード			年 度		
調 定 番 号				内 訳 番 号				会 計 コード			
現・繰コード		款コード		項コード		目コード		節コード			
予算計上課コード				債務者コード				納付目的コード			
納付額										円	
種別	枚数	金額		種別	枚数	金額					
円	枚	円		円	枚	円					
証紙の合計枚数及び合計額											
売りさばき手数料として控除される額											
上記の金額を領収しました。 年 月 日											
収入金納付者										領収日付印	
住所 氏名 指定金融機関等											
出納長殿											

備考 1 用紙の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。
2 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第 13 号様式 (第 14 条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

年 月 日

会計管理者 殿

指定金融機関等 印

証紙受払報告書(年 月分)

(証紙)

種 別	略					略				略
	略	略		略		略	略		略	
		略	略	略	略		略	略		
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
計										
									略	
									略	
									略	

備 考
略

第 13 号様式 (第 14 条関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

年 月 日

出納長 殿

指定金融機関等 印

証紙受払報告書(年 月分)

(証紙)

種 別	略					略				略
	略	略		略		略	略		略	
		略	略	略	略		略	略		
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
計										
									略	
									略	
									略	

備 考
略

第 19 号様式 (第 20 条関係) (用紙寸法 A 4)

証 紙 受 払 簿 (証紙)

会 計 管理 者 検 印	月 日	摘 要	円 略			計		
			受	払	残	受	払	残
					略			

備 考
略

第 19 号様式 (第 20 条関係) (用紙寸法 A 4)

証 紙 受 払 簿 (証紙)

出納長 検 印	月 日	摘 要	円 略			計		
			受	払	残	受	払	残
					略			

備 考
略

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8号様式の2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。